

## 公立大学法人会津大学利益相反マネジメントに関する要綱

(平成22年6月28日理事長制定)

(最終改正 2026年4月1日)

### (目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人会津大学利益相反マネジメントポリシー（平成22年6月28日理事長制定）（以下「ポリシー」という。）の定めに基づき、公立大学法人会津大学（以下「本学」という。）が、本学の役員及び教職員等の活動によって発生する利益相反を適切にマネジメントすることにより、本学の産学官連携活動の積極的な推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、ポリシーの定めるとおりとする。

### (対象者)

第3条 この要綱の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の役員及び本学と雇用関係にある常勤・非常勤の職員（以下「役員及び教職員等」という。）
- (2) その他、第5条に規定する委員会が指定する者

### (対象行為)

第4条 この要綱の対象とする行為（以下「対象行為」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員及び教職員等（生計を一にする配偶者及び一親等の者を含む。）が、産学官連携活動の相手先の株式（公開、非公開を問わない。）、出資金、ストックオプション、受益権等を保有する場合
- (2) 役員及び教職員等が、前号の産学官連携活動の相手先から一定額以上の物品、サービス等を購入（前年度1年間の合計金額が同一組織から年間200万円を超える場合の当該組織に係る購入に限る。）する場合
- (3) 役員及び教職員等（生計を一にする配偶者及び一親等の者を含む。）が、役員及び教職員等の職務に関連する本学以外の大学、企業、団体等（以下「企業等」という。）から報酬、謝金、原稿料等の収入（前年度1年間の合計金額が同一組織から年間100万円を超える場合の当該組織に係る収入に限る。）を得る場合
- (4) 役員及び教職員等が、(1)又は(3)の産学連携活動の相手先に学生等を従事させる場合
- (5) 前各号のほか、役員及び教職員等が、産学官連携活動に関連し、企業等から何らかの便益を供与されたり、供与していると第三者から受け取られるおそれがある場

## 合

### (利益相反委員会)

第5条 前条に定める対象行為についての利益相反に関する審議のほか、この要綱に定める事務を行うための機関として、公立大学法人会津大学利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (分掌事務)

第6条 委員会の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 申告案件の審議及びその対応に関すること
- (2) 利益相反についての調査研究及び相談に関すること
- (3) 委員会が関与した利益相反に関する事項の外部への説明に関すること
- (4) その他、この要綱の運用に関して必要なこと

### (委員)

第7条 委員会の委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 財務担当理事
- (2) 産学イノベーションセンター長
- (3) コンピュータ理工学部長
- (4) コンピュータ理工学研究科長
- (5) 先端情報科学研究センター長
- (6) 学生部長
- (7) 短期大学部長

2 前項各号の外、理事長は外部の有識者を委員に委嘱することができる。

### (任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。但し、第7条第1項1号から第7号に掲げる者については、当該職の任期とする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員会の委員長に財務担当理事、副委員長に産学イノベーションセンター長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第10条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員長、副委員長、委員は、自己に関する事項については、審議に加わることができない。

5 委員長は、委員会での審議結果等について、理事長に報告するものとする。

(意見の聴取)

第11条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(対象行為の申告)

第12条 役員及び教職員等は、毎年度、前年度分に係る第4条に定める対象行為について、利益相反自己申告書(様式第1号)(以下「申告書」という。)に記載し、4月末日までに委員会に提出しなければならない。

2 役員及び教職員等は、前項の規定にかかわらず、年度の中で報告が必要となった場合には、申告書により、随時、委員会に提出することができる。

3 理事長は、前2項の規定にかかわらず、役員及び教職員等に申告書の提出を求めることができる。

4 理事長は、前3項の規定にかかわらず、役員及び教職員等に申告書の提出を求めることができる。また、申告の内容に疑義がある場合、再度の申告を求めることができる。

(対象行為の審議等)

第13条 委員会は、前条の規定に基づき提出された申告書について審議し、対象行為における利益相反マネジメントの必要性の程度を判定する。ただし、前条第3項の申告については、その内容に疑義のない場合、審議は行わない。なお、申請者の求め等により特に必要な場合は、当該申告に限り、利益相反状況の確認を書面審査の方法により行うことができる。

2 委員会は、役員及び教職員等に対するヒアリングなど、前項の審議に必要な調査を行うことができる。

3 委員会は、第1項の審議結果を当該役員及び教職員等に対して審議結果通知書(様式第2号)により通知する。この場合に、利益相反マネジメントの必要性の程度により、助言、指導又は勧告(以下「助言等」という。)を行う。

4 委員会は、前項の助言等を行った場合は、当該役員及び教職員等の状況把握に留意する。

5 委員会は、第1項の審議結果を定期的に理事長に報告する。

(異議申立て)

第14条 前条第3項の通知を受けた役員及び教職員等は、委員会の審議結果に不服がある場合は、委員会に対し異議を申し立て、再度審議を求めることができる。

2 前項の異議申立てがあった場合には、委員会は再度審議を行い、その結果を当該役員及び教職員等に通知する。

(啓発活動)

第15条 委員会は、役員及び教職員等を対象とした利益相反に関する研修会を開催するなどの啓発活動を行う。

2 委員会は、利益相反に関する情報収集に努め、必要に応じて役員及び教職員等に対して情報提供を行う。

(相談)

第16条 委員会は、役員及び教職員等からの利益相反に関する相談に応じ、必要な助言を行う。

(秘密保持)

第17条 この要綱に定める事務に携わる者は、当該事務を通して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該事務に携わる立場を離れた後も同様とする。

2 役員及び教職員等から提出された申告書等に記載された情報は、外部に漏洩することのないよう5年間厳重に保管・管理した後、廃棄する。

(情報の開示等)

第18条 第12条から第14条の規定に基づく報告及び審議結果に係る第三者への説明責任は、委員会に帰属する。

(事務局)

第19条 この要綱の運用に関する庶務は、事務局企画連携課において処理する。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に任命される委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、2026年4月1日から施行する。